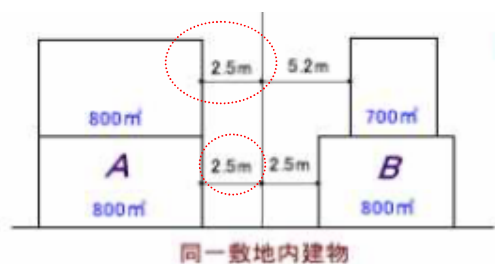


消防法施行令第19条の2項の例



NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co.,Ltd

N.B.S.

A棟：1階 800㎡ 2階：800㎡ B棟：1階 800㎡ 2階：700㎡

双方 耐火・準耐火構造以外の建築物とした場合

双方の中心線からの距離が 1階：3m以下 2階：5m以下 の部分が存在

するので、A棟 B棟 は 同一建築物 とみなされます。

従って 延床面積は 合算され 3,100㎡ となって

この防火対象物に

屋外消火栓設備の設置義務が生じます

A棟 B棟 単独であれば 屋外栓の設置義務は生じません。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ

